

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月27日
【会社名】	株式会社ココナラ
【英訳名】	coconala Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 鈴木 歩
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	03-6712-7771
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 松本 成一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	03-6712-7771
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 松本 成一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2022年7月22日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出しましたが、2022年7月27日開催の当社取締役会において、その募集事項等を一部変更することを決議いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (6) . 新株予約権の行使期間
- (7) . 新株予約権の行使の条件

3【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

(変更前)

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2026年12月1日から2032年5月5日までとする。

(変更後)

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027年12月1日から2032年5月5日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

(変更前)

新株予約権者は、2026年8月期の事業年度における当社の損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書を意味する。）に記載された営業収益が6,800百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（以下省略）

(変更後)

新株予約権者は、2027年8月期の事業年度における当社の損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書を意味する。）に記載された営業収益が6,800百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（以下省略）